

# 平成24年第4回紀の川市議会定例会 第1日

平成24年12月 3日（月曜日） 開 議 午前 9時29分  
散 会 午後 0時34分

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））
- 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 10号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第160号 教育委員会委員の任命について
- 議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第167号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第168号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第169号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第170号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第171号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第172号 権利の放棄について

- 議案第173号 権利の放棄について  
議案第174号 紀の川市道路線の認定について  
議案第175号 紀の川市道路線の変更について  
議案第176号 紀の川市道路線の廃止について  
議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合理約の変更に関する協  
議について

日程第5 議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおりに

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	3番 原延治
4番 川原一泰	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

5番 吉田隆三郎

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

---

（開会 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議員各位には、平成24年第4回紀の川市議会定例会に出席いただき、お礼申し上げます。

本定例会には、条例の改正や各会計補正予算などの案件が多数上程されております。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、5番 吉田隆三郎君より入院加療のため、本定例会を欠席したい旨、届け出がありました。また、吉田君より通告のあった一般質問についても、本人より通告取り下げ申請書が提出され、受理しておりますので、合わせて報告いたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回紀の川市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番 高田英亮君、11番 寺西健次君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

---

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る11月22日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から12月21日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議員派遣について、去る10月1日から3日間、産業建設常任委員会が北海道富良野市へ「中心市街地活性化事業」について、長沼町へ「道の駅 マオイの丘公園」について視察研修を行うことを地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、議長において承認しておりますので、報告いたします。

また、その視察の概要を産業建設常任委員会委員長から報告させていただきます。

産業建設常任委員会委員長、阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会行政視察研修報告を行います。

産業建設常任委員会は、10月1日から3日間、北海道富良野市、長沼町で行政視察を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、前日の台風17号の接近により市内の被害状況を確認したところ、大きな被害もないとのことでしたので、委員会で協議し、一部行程をおくらせて出発いたしました。この台風の影響で、北海道新得町での「レディースファームスクール」についての研修はやむなく取りやめ、次の研修場所の富良野市において中心市街地活性化事業「フラノ・マルシェ」について研修を行いました。

富良野市は、北海道のほぼ中心に位置するへそのまちです。市の人口は、昭和60年からならぬ減少を続ける中、中心市街地においては空き地も目立つようになり、深刻な状況になっていました。

「フラノ・マルシェ」は病院移転に伴う2,000坪の空き地利用の議論を契機に、富良野市商工会議所、ふらのまちづくり株式会社が中心となり、中心市街地活性化協議会を設立し、事業者、市民と多様な人材を巻き込み、市民によるまちづくり計画が動き始めました。市と民間による連携により基本構想が取りまとめられ、平成20年11月に中心市街地活性化基本計画を策定し、具体的には旧病院跡地周辺、JR富良野駅前周辺ににぎわいを取り戻す計画です。

中核施設としてふらのまちづくり株式会社が実施する「フラノ・マルシェ」です。主な施設概要は、1つ、ふらのファーマーズマーケット、2つ、多目的広場、野菜市やフリーマーケット、イベント等です。3つ目には飲食を中心とした小店舗モール、4つ目には物産展、5つ目にはタウン情報センター、6つ目にはスイーツカフェなどでした。富良野市中心市街地経営者意識調査によると、「フラノ・マルシェ」ができたことにより人通りがふえたと感じる人が多く、周辺の商店街、飲食店への波及効果が大きくあらわれているそうです。

次に、長沼町では道の駅「マオイの丘公園」について研修を行いました。長沼町では札幌市と空の玄関口である新千歳空港の中間点に位置し、道の駅「マオイの丘公園」は国道

274号線と国道337号線の交差点に位置し、小学校跡地を利用しています。サイロをイメージしたセンターハウスには売店、レストラン、展望スペースがあり、敷地内には安さと新鮮さを売りとしている農作物直売所と18ホールのパークゴルフ場が併設されていました。

この道の駅の特徴は、道路の入り口が農産物直売所へ誘導するようになっていて、この直売所ではさまざまな種類の野菜が売られています。長沼町の場合は、稲作や酪農をはじめ、野菜の種類も多種多様でバラエティに富んでいるのが特徴でした。ドライブの休憩所としてはもとより、近郊から直売所への農産物を目当てに多くの方に利用されていました。

パークゴルフ場について聞くと、北海道はパークゴルフ場発祥の地で、長沼町には道の駅をはじめパークゴルフ場が5カ所あるが、利用者は平成15年から16年をピークに減少している。最近の利用者の多くは最低36ホールか54ホールないと満足されないということです。パークゴルフが町民に普及するようになってからは、医療費が減少しているそうです。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にさせていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） 続きまして報告2、議員派遣について、去る10月3日から5日の3日間、総務文教常任委員会が秋田県湯沢市へ「国民体育大会」について、岩手県花巻市へ「地域公共交通」について視察研修を行うことを地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、議長において承認しておりますので、報告いたします。

また、その視察の概要を委員長が声帯治療中のため、総務文教常任委員会副委員長から報告していただきます。

総務文教常任委員会副委員長、室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。本日、視察研修につきましてですが、委員長が声帯治療中のため、かわって副委員長の私が報告させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

総務文教常任委員会は、10月3日から5日の3日間、秋田県湯沢市、岩手県花巻市へ視察研修報告を行いましたので、その概要を報告いたします。

湯沢市では、国民体育大会の受け入れについて研修を行いました。湯沢市では平成19年に秋田県で開催された「わか杉国体」において、ハンドボール競技のメイン会場として、またその他にデモンストレーションの競技としてスカイスports、8人制バレーの受け入れを行っていました。

国民体育大会の実施に当たっては、県からの補助金はあるものの十分な支援とはいわたく、市町村にとっては財源的にも非常に厳しい運営となるが、50年に一度の国体を盛り上げること、また市民の心に残る大会とするため、できるだけ多くの市民にかかわっていただくことを目指してきたとのことでした。また、ハンドボール競技少年男子において

は民泊を実施したところでした。

国体では、予定の人気競技やオリンピックメダリストが凱旋出場するような場合などを除けば、競技会場はガラガラ状態が普通で、ハンドボールのようなマイナー競技で湯沢市のような田舎の市での開催では常と考え、こうした状況をなくし、競技会場を盛り上げるために初戦から民泊を受け入れ、受け入れた地域ごとにそのチームを応援するようにした。その結果、競技会場はたくさんの市民の応援で大いに盛り上がり、これが国体における民泊の力だと実感した。当初、民泊の実施に反対であった県競技団体からも感謝の言葉をいただいたところでした。

民泊は事前の財源が多く必要で、労力も非常にかかるため敬遠されるが、宿泊施設不足といったネガティブな考えではなく、50年に一度の国体を開催する意味や市民と一緒にどう盛り上げるのか、出場者受け入れ側の心に国体をどう残すのかを考えた結果、民泊実施以外にないという結論に達し、実施した。いまだに市民の方々から民泊を行ってよかったと声をかけていただいているし、また民泊組織は合併後の自治組織の母体となり、現在は協働のまちづくりに寄与しているとのことでした。

また、メイン会場となった総合体育館の見学もさせていただき、控室や待機スペースがなく苦慮したこと、センタースピーカーであったため、音響設備に苦慮したこと、構造上、2階席が観覧しにくくなったことなど多くの経験談を聞かせていただきました。

次に、花巻市では「地域公共交通」と「小さな市役所」について研修を行いました。

「地域公共交通」では、公共交通を必要とする市民にとって快適で便利な交通サービスを実施し、これを持続可能な形で確保することを目標に高齢者や児童生徒等の移動手段を持たない人の生活交通の確保、利用しやすい公共交通サービスの整備、効率的で持続可能な交通システムの導入と3つの視点に絞って、バスの自主運行や民間のバス運行事業への支援を行っていることでした。

自主運行バスは、市内巡回バス、地域施設連絡バス、予約乗り合いタクシー、スクールバスの一般住民混乗の実施など、さまざまな方法に取り組みられていました。しかしながら、花巻市は紀の川市以上に広大な面積の市であるため、マイカーが一番便利な移動手段であり、公共交通の利用者の減少が大きな問題であること、さまざまな自主運行バスに取り組んでいるが、どの方法にもメリットもあればデメリットもあり、また公共交通で行う部分と福祉施設で行う部分のすみ分けも考えなければならない時期となっているとのことでした。

次に「小さな市役所」は、合併に伴う多くの職員や財政支援がある間に、地域の自立を確立しようとする地域主権のまちづくりを具体化する取り組みでした。市内の小中学校区単位を基本に26の振興センターを開設し、地域住民がその地域ごとに組織し、コミュニティ会議を核として地域の課題をみずから考え、行動し、解決する仕組みです。市はコミュニティ会議に総額2億円の地域づくり交付金を交付し、また振興センターに職員を配置するなど、地域の課題は地域で解決するための取り組みに支援を行っていました。

最後に、井沼委員長から委員長としての見解をつけ加えさせていただきたいと思います。

「今回の視察研修で特に印象に残ったことは、国体における民泊の役割についてです。湯沢市では民泊を実施したところで、受け入れたチームのための市民応援団がたくさんでき、大いに盛り上がったと教えていただきました。国体で全国から多くの人を迎えるために、笑顔や親切、おもてなしの心を地域全体で持つことが大切であるのは言うまでもありませんが、50年に一度の国体を紀の川市全体で盛り上げるためには、湯沢市のように民泊を実施して、多くの市民に何らかの役目をもっていただくことが必要だと感じました。

国体では、新しい体育館も完成します。対外的にも「ああ、紀の川市はよくやっているな。」と思ってもらえるような、また心に残る国体にしたいものです。まだまだ時間はありますので、ぜひとも紀の川市でも民泊を実施するよう検討していただきたい。」

以上、委員長の見解もつけ加えて報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にしてください。

以上、報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） 続いて報告3、教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、御確認願います。

その他の報告につきましてもお手元に配付しておりますので、報告にかえ御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）） から  
議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議について まで

---

○議長（西川泰弘君） それでは日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号））から、議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議についてまでの22件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○3番（原 延治君）（自席） 議長。緊急に動議を出したいと思います。お許しをいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） どういう内容ですか。

○3番（原 延治君）（自席） 一口では言いがたいですが、粉河中学校の問題について、一言申し上げたいことがございます。



○議長（西川泰弘君） 内容をもう少し具体的には言えないですか。

○3番（原 延治君）（自席） 粉河中学校につきましては、もう既に議場における皆さん方、よく御存じのことだと思いますが、もう足かけ4年かかっております。来年度については、もう5年かかってる。こういう状態で、いまだにああいう反対運動が行われてると。こういうことも含め、教育委員会の姿勢をきちっと知りたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 動議の内容を大体お聞きしたんですが、具体的な内容はわかりませんので、自分で一回、その内容をもう少し詳しく議運のほうで説明されて、それを動議として認めるかどうかを議運のほうで決定していただいたらどうでしょうか。

○3番（原 延治君）（自席） 緊急の議員提出の動議については、認めないという方向はかつてはございません。全て認めてきております。そういう中で、この問題について、なぜ後日開いてというよりも、許可が得ないのかということ。本来、緊急動議というのは何にもまさる一番の緊急性を取り上げるということの中において、これは議長としても拒めないことであるし、自治法上もそうになってございます。その辺のところと加味していただいております。お許しを願いたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 休憩します。

（休憩 午前 9時51分）

---

（再開 午前10時02分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

原議員の緊急動議の内容については、一回、議運を即、開いていただきまして、そこできょう取り上げるか、あるいは後日にするか、あるいは緊急動議を取り上げないかをまず決定していただきたいということなんで、休憩して早急に議運を開いていただきたいと思っております。それでよろしいですか。

休憩いたします。

（休憩 午前10時03分）

---

（再開 午前11時09分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

原議員からの動議につきまして、議会運営委員会で検討していただきました結果、まず動議の制度の内容につきまして、条例等について事務局から説明いたします。その後、原議員のほうから5分間に限定して緊急性とその内容についての説明をしていただき、そしてそれに対して賛同者がいらっしゃるかどうか、お諮りしたいと思いますので、まず事務局から説明願います。

○事務局長（永田博敏君） では、事務局より動議について説明させていただきたいと思っております。

動議の成立には、発案者のほかに2名以上の賛成者が必要となっております。そのため、まず原議員から動議の内容について説明をいただき、その後、動議の成立に必要な賛成者があるかどうかについて確認をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） それでは、原議員のほうから説明願います。

3番 原 延治君。

○3番（原 延治君）（登壇） 順番に追って話をしていくと時間がかかります。したがって、できるだけ短くするために箇条的に聞いてまいります。そして、それによって答弁をいただいて、御判断を願いたいと。

○議長（西川泰弘君） 答弁はこの場ではいただけませんので。緊急動議の内容をここで取り上げるかどうかです。

○3番（原 延治君）（登壇） いや、こういう理由で取り上げられませんということをお願いいただいたら結構です。

○議長（西川泰弘君） まず、原議員のほうから一方的に5分間話をさせていただいて、それについてそれに賛同していただく方が2名以上いらっしゃるかどうかをお諮りするというのが手順でございます。

○3番（原 延治君）（登壇） できるだけ短くするために箇条的にしてまいりたいと思います。

私の記憶に間違いがないとすれば、こちらは最初から含めて4年間の経緯がたっております。教育上、必要であるという判断をまず粉河町出身の議員の発案でこの問題が取り上げられてきたと、このことが第1点、申し上げておきます。

そしてそれを受けて、粉河の議員も全員賛成で市長に陳情に行ったと。これが2つ目。

そのときには誰も反対もなく、皆、同意されたと。これが3つ目。

4つ目は、途中から反対者が出てきて、いろいろと問題が起こってきているということが事実。

5つ目、そのために思わぬ多額の費用を費やしていることも事実。

6つ目、これについて教育委員会から詳しく書いたものをいただいております。多分、これが2回目の配付ですかね。しかしながら、現実書いてあることとやってる内容と必ずしも合ってるかといったら、そういうことではない。これに対して、どうも腑に落ちない。答えが出てこないというんであれば黙ってますが、本来は答えをいただきたいぐらいの問題であると。それが6つ目です。

7つ目、大変不思議で仕方がない問題がございます。それが建設に対して、賛成であった旧粉河町の議員が反対に何人回っておるかということ考えたときに、どちらの判断が正しいか、正しくないかわかりませんが、なぜそういうふうに変ってきたのか。

それと一番大事な問題、8つ目は市長は教育長、あるいは教育委員会から必要性の申し

出があって、それを受けて何とかせなならんということの中で、この事業に着手してると  
思います。市長から大いにこれやろうというようなことは言うてないと思います。そうい  
う点から考えて、教育委員会の最高責任者である教育委員長の意見を賜りたい。これだけ  
は答えをもらわないかと。百歩譲っても。執行部の答えは別にいりません。教育委員長  
の考え方を伺いたい。そういうことだけ申し上げておきます。

あと、わからないことがあったら聞いていただいたら、随時、私から説明をいたします。  
○議長（西川泰弘君） ただいま、原議員のほうから提案がありました緊急動議に関して  
皆さんにお聞きしたいのは、緊急性があるかどうか。あるいは内容について緊急に討議す  
る問題かどうかということの内容です。

内容について、執行部からの質問等については、この動議が成立したあとの問題になり  
ますので、緊急動議が成立することに対して賛同かどうかをお聞きしたいと思います。

原議員の提案について、賛同する方の起立を求めます。

〔起立なし〕

○4番（川原一泰君）（自席） 原議員の言われた今の話の中身については、ちょっと違  
う部分がありますが、答弁をいただくということに対しては賛成でございます。

○議長（西川泰弘君） 今のところは、緊急動議として取り上げるかどうかということに  
限定して、賛同するかどうかという問題ですんで、それについて賛同の方はゼロというこ  
とだったと思いますので、この際、緊急動議として取り上げないと。

また、ほかのところでこの問題についてはいろいろ討論していただいて結構ですが、こ  
の場で緊急動議として取り上げて審議するということはしないということに決しましたの  
で、御了解いただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、提案されてます提案理由の説明を中村市長に求めた  
いと思います。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

平成24年第4回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと  
御多用の中、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

月日のたつのは本当に早く、今年もあと1カ月足らずとなりました。2012年の世界  
情勢を振り返りますと、昨年よりも欧州財政危機の一層の深刻化、自然災害等の甚大な被  
害、各国経済状況は外需低迷や生産減少、株価の大幅な下落等の影響により、さらに景気  
は下振れが懸念された1年であったと思われまます。

そのような状況の中、アメリカでは先月、バラク・オバマ大統領が再選を果たし、先進  
国経済の回復とアメリカ経済の立て直し、また欧州の債務危機への対応など経済対策最優  
先の姿勢を示されており、世界各国が注目をしていると思われまます。

国内では、国政が揺れ動き、混迷する状況の中、先般、突然の衆議院解散を受け、総選  
挙があす4日に公示され、16日に投開票が開催されることとなりましたが、現状は来年

度予算編成等、棚上げされた状況となり、さらに景気は不安定な状況が続くものと思われます。一日も早い新政権の確立と安定した国政のもと、先送りされている経済・財政政策の課題である東日本大震災等の復興支援について、また原発稼働や新エネルギーに関する問題、環太平洋パートナーシップ協定などの経済連携への取り組み、それから外交、安全保障分野では尖閣諸島や竹島をめぐる中国、韓国との領土問題並びに経済対策、また最近、在日米軍の不祥事等が続く沖縄の普天間基地問題等々、懸案事項への早急な対応と日本経済並びに国土の回復と再生に向け、新政権に期待をしまいいりたいと考えます。

一方、本市において不安定な国政や社会情勢を背景に市財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが予想されると思われますが、今後、国、県の動向を見守りながら、議員並びに市民の皆様とともに力を合わせ、紀の川市としてよりよい方向性を検討し、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

また、本日の新聞等により報道がありましたように、ノロウイルスが市内の保育園で発生いたしました。早急なる対処と手洗いや感染の予防に努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、念願でありました新庁舎が皆様の御理解と御協力により完成に至りましたことをお礼申し上げますとともに、工事期間中は市民の皆様方をはじめ、関係各位に御不便や御迷惑をかけましたことをおわび申し上げたいと思います。

来年1月4日より職員一同、心新たにさらなる健全な行財政運営を目指すとともに、より質の高いサービスを迅速に提供できることを目標に、業務を開始させていただきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例議会に提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、専決処分にかかる報告議案1議案、諮問3議案、教育委員会委員の任命議案1議案、条例の一部改正、制定にかかる議案5議案、平成24年度各会計補正予算に係る議案6議案、権利の放棄議案2議案、市道路線の認定議案1議案、市道路線の変更議案1議案、市道路線の廃止議案1議案、那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議議案1議案、計22議案であります。

その概要を申し上げます。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、衆議院の解散により衆議院議員総選挙にかかる経費3,692万円を増額補正したものであります。

諮問第8号から諮問第10号の人権擁護員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、3名が平成25年3月31日に任期満了となるため、山本恵子君、楠見郁夫君、林<sup>はやし</sup>久晴君<sup>ひさはる</sup>を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第160号 教育委員会委員の任命については、紀の川市教育委員会委員のうち、1名が平成25年1月27日に任期満了となるため、橋爪奈津子君<sup>はしづめなつこ</sup>を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるも

のであります。

議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、国家公務員の給与の改定及び人事特例に関する法律の内容を総合的に勘案し、条例の一部を改正するものであります。

議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、紀の川市議会議員の期末手当にかかる支給率を改正するとともに、議会または委員会に出席したときの費用弁償を廃止するものであります。

議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、支所移転に伴い、所要の改定を行うものであります。

議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正については、新庁舎への福祉事務所移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第171号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの6議案は、事業執行における過不足額の調整等による補正であります。

議案第172号と議案第173号の権利の放棄については、回収が不能となった住宅改修資金貸付金及び住宅新築資金貸付金にかかる債権の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第174号 紀の川市道路線の認定については、軌道敷地内道路の廃止による路線の再編、寄附により取得した既存道路及び新設計画道路を市道路線として認定いたしたく提案するものであります。

議案第175号 紀の川市道路線の変更については、道路改良工事に伴い、紀の川市道路線の起点及び終点を変更するものであります。

議案第176号 紀の川市道路線の廃止については、軌道敷地内道路の廃止及び市道への移管により、紀の川市道路線を廃止するものであります。

議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議については、紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正に伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事に届け出するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をさせますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案書1ページをお開き願います。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

提案理由は、地方自治法第179条第3項の規定によるものでございます。

次のページをお願いします。

2ページは、専決処分書です。

専決日は平成24年11月16日です。

専決の理由は、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。去る11月16日の衆議院解散に伴い、選挙執行経費にかかる予算を補正させていただきました。

別冊の予算書、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

補正額は3,692万円、補正後の総額は339億2,847万4,000円となります。

2ページをお願いします。

歳入で県支出金で3,692万円、歳出で総務費で同額を補正してございます。

7ページをお願いします。

2款総務費、4項選挙費、5目衆議院総選挙費3,692万円、時間外勤務手当ほか総選挙にかかる経費を各節に計上しております。

以上、専決処分いたしました補正予算について御報告し、御承認を求めます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから諮問第8号から諮問第10号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

今回、人権擁護委員3名が来る平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、楠見郁夫くすみいくお氏については再任を、山本恵子やまもとけいこ氏、林久晴はやしひさはる氏については新たに人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、諮問をするものでございます。

人権擁護委員法では、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されています。これにより議会の意見を求めるものでございます。

諮問第8号につきましては、3ページでございます。

住所 紀の川市粉河1526番地、氏名 山本恵子やまもとけいこ、生年月日 昭和31年1月7日生まれ、56歳でございます。

おめぐりいただきまして、4ページでございます。

諮問第9号につきましては、住所 紀の川市粉河122番地1、氏名 <sup>くすみいくお</sup>楠見郁夫、生年月日 昭和28年12月7日生まれ、59歳でございます。

5ページをお願いいたします。

諮問第10号につきましては、住所 紀の川市上田井967番地、氏名 <sup>はやし ひさはる</sup>林久晴、生年月日 昭和25年11月4日生まれ、62歳でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっています。

以上、諮問3件についてよろしくお願いいたします。

3名の略歴等につきましては、議案書32ページから34ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第8号から諮問第10号の説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、私のほうから議案第160号、議案書6ページをお願いします。

教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 紀の川市桃山町元109番地5、氏名 <sup>はしづめなつこ</sup>橋爪奈津子、生年月日 昭和40年1月14日生まれ。

提案理由につきましては、紀の川市教育委員会委員の任期満了に伴い、<sup>はしづめなつこ</sup>橋爪奈津子君を紀の川市教育委員会委員に任命するためのものでございます。

議案の資料としまして、35ページに略歴をのせさせていただいております。

以上で、議案第160号の説明を終わらせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、総務部から議案第161号と162号の提案理由の御説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由、国家公務員の給与の改定及び人事特例に関する法律の内容を総合的に勘案し、条例の一部を改正するものでございます。

次の5ページの改正本文をお願いします。

附則第7項中に、「平成24年12月31日までの間」という文言を加えるもので、現給保障の経過措置額を平成24年12月31日をもって廃止するもので、公布の日から施行としております。

36ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

と思います。

続いて、次のページをお願いいたします。

議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、紀の川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、紀の川市議会議員の期末手当にかかる支給率を改正するとともに、議会または委員会に出席したときの費用弁償を廃止するものでございます。

次のページの改正本文をお願いします。

第6条第1項中、「招集に応じて会議に出席したまたは」を削り、同条第2項「ただし書きに」を削る。第7条第2項ただし書き中、「100分の145を100分の190」に、「100分の165を100分の205」に改めるものです。

施行日は平成25年4月1日でございます。

6月及び12月の期末手当の支給額を現行の3.1月から3.95月に変更し、議会または委員会の費用弁償、1日につき1,500円の支給を廃止するものでございます。

37ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

総務部からは以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） 議案第163号につきまして、地域振興部のほうから御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由につきましては、支所移転に伴い、所要の改正を行うためでございます。

1ページをお願いします。

12ページは条例の改正本文でございます。今回、移転いたしますのは粉河支所、鞆出張所を除く那賀、桃山、貴志川の各支所で、那賀支所は那賀保健福祉センター、桃山支所はIT親子ホール、貴志川支所は貴志川保健福祉センターがそれぞれの移転先となっております。

附則で施行日は平成25年4月1日と定めておりますので、その日に移転するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、38ページに新旧対照表がございますので、御高覧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。



13ページでございます。

今回、新庁舎への移転に伴い、福祉事務所の所在を改めるものでございます。

おめぐりいただいた次の14ページは、条例の一部を改正する条例で、福祉事務所設置条例中の福祉事務所の位置を「第2条中」というところですが、紀の川市名手市場146番地の4を紀の川市西大井338番地に改めるものでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議案第165号について、御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第1次一括法の施行によりまして、公営住宅法の一部改正に伴い、今まで政令省令で規定されていたものが条例に委任されました。第1条では、市営住宅条例の一部改正として整備基準、第3条に省令を参酌した1号から4号を加え、入居者の資格第5条の語句を改め、3号アに最上世帯の収入基準額を21万4,000円に、ウに一般世帯の収入基準額を15万8,000円、それぞれ政令の基準上限額以下で規定するものでございます。同居の承認第11条第2項、第3項に同居を承認しない収入基準額を第5条第3号の金額、暴力団員を規定し、入居の承継第12条第2項から第6項に公営住宅法施行規則第1条に規定の条文を追加するものでございます。

その他、語句の改めと所要改正を行うものでございます。

第2条では、改良住宅条例の一部改正として準用第4条で市営住宅条例を準用してる部分の条項及び収入基準額を、市営住宅条例と同様規定するものでございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

また、施行の際、市営住宅、改良住宅に現に入居していた者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなすものでございます。

なお、40ページから45ページに資料として新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、18ページをお開きください。

議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）の1ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,116万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を339億7,964万2,000円とする旨、規定をしております。

第2項においては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

第2条は、債務負担行為の追加規定でございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入では、国庫支出金249万6,000円、県支出金612万2,000円、繰入金3,746万4,000円、諸収入508万6,000円をそれぞれ増額としております。

続きまして、3ページの歳出につきましては、議会費で5万4,000円、総務費3,877万6,000円、民生費592万5,000円、衛生費225万4,000円、農林業費56万7,000円、商工費4万5,000円、土木費97万3,000円減額です、消防費78万6,000円、教育費373万4,000円をそれぞれ増額としております。

次の5ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。

市民体育館等建設事業、期間 平成25年度から平成26年度、限度額として28億9,000万円の追加でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入につきましては、歳出の補正に伴いまして国庫支出金、県支出金を増額するとともに、18款繰入金で財政調整基金から766万4,000円の繰り入れを行っております。

また、20款諸収入、5項雑入508万6,000円につきましては平成23年度の国・県負担金の精算による増額でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

11ページの歳出でございます。

歳出の各費目で給料職員手当等共済費などの人件費の補正を行っております。また、各費目の中で23節償還金利子及び割引料は平成23年度国庫支出金、県支出金の返還金を増額計上してございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費336万6,000円、当初予算計上後、退職した職員の退職手当特別負担金でございます。

次の7目企画費、若者定住促進奨励金は2,980万円の増額です。当初予算で5,0

00万円を計上しておりましたが、本年度中に見込まれる奨励金申請の増加分を増額してございます。

14目地域情報通信基盤管理費180万1,000円は、光ケーブル支所移転費等の経費でございます。

次のページの2項徴税費、3目徴税費、過誤納還付金300万円、過年度にかかる還付申告等がふえたため増額をしております。

3款の民生費、1項社会福祉費、4目障害者自立支援費、20節扶助費、障害児に対する補装具の給付が増加したため、499万2,000円の増額をしております。

9目の老人福祉施設費、桃山ほたるの里グラウンドゴルフ場修繕費として100万円を補正してございます。

次の13ページをお願いします。

2項児童福祉費、6目の児童福祉施設費、11節需用費は安楽川保育所の修繕料として53万2,000円。13節委託料174万円は他市町村に所在する保育所への入所委託料の増額でございます。

次のページです。

4款の衛生費、1項保健衛生費、4目の保健福祉センター費37万6,000円は那賀保健福祉センターのエレベーター修繕費でございます。

次の6款農林業費、1項農業費、6目中山間地域等直接支払い推進事業費、対象面積の増加により56万7,000円の増額をしております。

次のページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費89万6,000円の増額は、都市計画区域の変更及び都市計画道路の見直しに伴い、都市計画総括図の作成経費でございます。

続きまして、9款の消防費、1項消防費、1目消防総務費、18節備品購入費68万8,000円は、災害時に県と本市との通信を確保するための無線機の購入費用でございます。これは県の補助事業でございます。

次のページをお願いします。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費328万1,000円は、中学校体育連盟主催の各種大会への生徒派遣補助金の増額でございます。

続いて、3目学校建設費、13節委託料680万4,000円は、那賀中学校格技場新設事業の自主設計費で、現在使用しております格技場は耐震性が低く、老朽化が著しいため、平成25年度に新規に建設する計画でございます。

次の5項社会教育費、5目青少年育成費14万9,000円、青少年センターにいじめホットライン等の電話設置による増額でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第167号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをごらん願います。

平成24年度紀の川市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,446万円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書の6ページにございますように、歳入では5款諸収入、2項貸付金元利収入の現年度分の住宅新築資金元利収入において、債務者から繰り上げ返済されたことによる増額計上でございます。

次に、7ページにございますように、歳出では1款土木費、1項住宅費で人件費の増額、2款公債費、1項公債費の償還金で、国、県への長期債元金の増額及び長期債利子の減額を行う補正計上でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第168号、議案第169号、議案第170号の3特別会計について、御説明申し上げます。

まず、議案第168号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、別冊の予算書により御説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,244万9,000円と定めるものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページが歳入、3ページが歳出、4ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成23年度特定健診事業実績が確定したことに伴い、国、県負担金それぞれ67万1,000円、合計134万2,000円の追加交付により、歳出におきまして増額を国民健康保険事業運営基金に積み立てる措置、また公立那賀病院の医療機器整備について、国の特別調整交付金682万5,000円の交付決定に伴い、これを那賀病院へ繰り出す措置を行うものでございます。

続きまして、議案第169号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特

別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,674万9,000円と定めるものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページが歳入、3ページが歳出、4ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

今回の補正の主なものにつきましては、鞆渚診療所職員の昇格に伴う人件費不足分を増額措置するものでございます。

次に、議案第170号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億470万5,000円とするものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページが歳入、3ページが歳出、4ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者広域連合の電算システムについて、国からの指導により新システム更改に伴う改修委託料、機器購入費の補正措置、それから平成23年度療養給付費負担金の確定に伴う負担額の増額措置でございます。

以上で、議案第168号、議案第169号、議案第170号の3議案について説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、私のほうから議案第171号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業補正予算書1ページをお開きください。

第1条として、予算総額に歳入歳出それぞれ207万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,280万5,000円に補正をお願いするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正の内容につきましては、補正予算事項別明細書4ページをごらんください。

まず歳入ですが、6款諸収入の増額につきましては、落雷事故に伴う損害保険金を予算措置するものでございます。

歳出につきましては、5ページをごらんください。

1款衛生費につきましては、給与改正に伴う人件費並びに落雷事故による高野浄水場疎水流量計修繕工事の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議案第172号から議案第176号までの5議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第172号について御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

議案第172号 権利の放棄について、次の件の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、放棄する権利 住宅改修資金貸付金にかかる債権、債務者 \_\_\_\_\_、放棄する債権の額、住宅改修資金国費貸付金84万9,966円、内訳は元金78万9,817円、利息6万149円。

権利放棄の理由、債務者及び相続人の死亡、保証人死亡につき償還不能と認められたため、権利を放棄するものでございます。

提案理由といたしましては、回収が不能となりました住宅改修資金貸付金にかかる債権の権利を放棄するためでございます。

続きまして、議案第173号について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

議案第173号 権利の放棄について、次の件の放棄について地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、放棄する権利は住宅新築資金貸付金にかかる債権、債務者 \_\_\_\_\_、放棄する債権の額、住宅新築資金国費貸付金63万1,053円、内訳は利息63万1,053円。住宅新築資金県費貸付金4万9,187円、内訳は利息4万9,187円。

権利放棄の理由といたしまして、自宅不動産売却によって元金を一括回収いたしましたのが、なお借金過多につき以後の支払い不能と判断し、権利を放棄するものでございます。

提案理由といたしましては、回収が不能となりました住宅新築資金貸付金にかかる権利を放棄するためのものでございます。

次に、議案第174号 紀の川市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案書26ページから27ページをごらん願います。

今回、道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道として8路線の認定をお願いするものです。

資料としましては、46ページから52ページに位置図を添付してございます。

認定の内容につきましては、整理番号1の下井阪駅東1号線、及び整理番号2の下井阪

駅東2号線ですが、今般、JRの下井阪駅構内の軌道敷地内の土地の整理が整ったことに伴い、旧県道であった市道、下井阪駅東線を整備するもので、軌道敷によって市道が分断されているため、あとの議案で第176号で下井阪駅東線を廃止し、下井阪駅東1号線、2号線と分割して認定の整理をするものです。

次に、整理番号3の打田久留壁団地線及び整理番号4の城之本団地線ですが、住宅分譲開発地内の道路で、今般、開発業者からの道路用地の寄附を受け、市道として認定するものでございます。

また、整理番号5の中学校連絡線及び整理番号6の国道東嶋線については、公共施設の整備に伴い、関連する新規道路を市道として整備し、管理するため認定するものです。

次に、整理番号7の丸155号線、及び整理番号8の西283号線については、地元区の要望及び県道との連絡の必要性から認定の議案を上程させていただいております。

続きまして、議案第175号 紀の川市道路線の変更について、御説明申し上げます。議案書28ページをごらん願います。

これにつきましても、道路法第10条第3項の規定により、紀の川市道路線の変更をお願いするものです。

資料として、53ページ、また54ページに位置図を添付してございます。

整理番号1の王子谷川石倉線、及び整理番号2の後田森東南北線については、地元要望による道路改良に伴いまして、それぞれ起点及び終点を変更するため議案を上程させていただいております。

続きまして、議案第176号 紀の川市道路線の廃止について、御説明申し上げます。議案書29ページをごらん願います。

道路法第10条第3項の規定により、紀の川市道路線の廃止をお願いするものです。

資料として、55ページ、また56ページに位置図を添付してございます。

整理番号1の下井阪駅東線については、先の議案第174号の下井阪駅東1号線、2号線の認定の提案説明と同様で、JRの下井阪駅構内の軌道敷地内の土地の整理に伴う市道の整備のための廃止でございます。

次に、整理番号2の調月企業団地3号線につきましても、桃山第3企業団地内の市道でございます。本道路を利用する受益者が1社だけとなりまして、市道を廃止し、払い下げして、受益者が管理することが合理的であるため、路線廃止の議案を上程させていただいております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議について、御説明申し上げます。

今回、保健福祉部の新庁舎への移転に伴い、事務所の位置を変更するため、規約を変更し、関係地方公共団体の協議を経て、県知事に届け出を必要とするため、御提案するもの

でございます。

隣の31ページは、規約の一部を改正する規約で、事務所の位置を紀の川市名手市場146の4番地から紀の川市西大井338番地に改めるものでございます。

御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第4のうち、諮問第8号から諮問第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてと、議案第160号 教育委員会委員の任命についての計4件は人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに、質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号から諮問第10号と議案第160号の計4件については、本日直ちに、質疑、採決まで行うことに決しました。

まず、諮問第8号から諮問第10号について、質疑、採決を行います。

諮問第8号から諮問第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてに対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

これより、順次、採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第8号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号は原案のとおり適任者とするに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第9号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第9号は原案のとおり適任者とするに決しました。



---

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第10号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第10号は原案のとおり適任者とするに決しました。

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第160号 教育委員会委員の任命について、質疑、採決を行います。

これより、議案第160号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第160号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第160号は、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第5 議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正について

---

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） ただいま、議題になっております議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

提出者は、私、村垣正造であります。賛成者は、松本哲茂議員、竹村広明議員、田代範義議員、杉原 勲議員、川原一泰議員、大森道夫議員であります。

提案理由は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、紀の川市議会議員の定数を22人と定めるものです。

紀の川市議会議員の定数は合併協議で、平成17年の合併後、初めての選挙では30人、次の選挙時には26人となっていたところ、平成21年3月に議員発議で2人削減され、現行の24人となり、現在に至っています。合併して7年が経過しましたが、長引く不況

や東日本大震災などにより、市民生活を取り巻く環境はますます厳しさを増してきています。このような中、市当局においては予算の枠配分をはじめとする歳出削減に取り組み、健全な行財政運営のため努力を重ねていますが、今後の財政状況を鑑みると、議会としてさらなる行財政改革を求める立場にあることは言うまでもなく、そのためには議会が率先して範を示すべきであると考えます。

また、人口6万人から7万5,000人の紀の川市と同規模市の議員定数を見たところ、1市の平均議員数が22.34人であることや近隣市においても橋本市では24人から22人に、田辺市では26人から22人に定数がされていることなどから、紀の川市議会議員定数を24人から2人削減し、22人とする。また、改正後の条例は公布の日以後、はじめて期日を告示される一般選挙から施行することを提案するものです。

何とぞ提案の趣旨を御理解賜り、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については、直ちに、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、ただいま提案理由の説明を受けました議員提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議員提出議案第1号について、質疑を行いたいと思えます。

今、提案理由の説明がありましたけれども、私はこの議員定数を何人にするのかという問題については、この問題を議論するときにはやはり多様な民意がいかにかに議会へ反映されるかということを基本において、議論しなければならないと思えます。

そこで、今回の削減であります。定数24人から22人にするという2名の削減であります。先ほど述べたように、いかに民意を反映するかという問題から踏まえて、2人を削減することによって、より住民の方とのパイプが細くなるのではないかという問題が1つです。

それから、あらゆる世代やそれぞれの職業についておられる方が、今後議会へ出てきていろいろ意見を述べようと、市のために頑張ってみようという方の立候補することが大変困難になるのではないかと思うんです。要するに、力のある人が定数削減によって力のあ

る人だけしか立候補できないような、特に新人の方は大変困難になるのではないかと、これが2つ目の問題です。

それからもう1つは、議会の役割は何と申しましても行政機関に対するチェック機能があると思うんですが、このチェック機能が低下するのではないかと思うんですけれども。今回、先ほどの提案理由では行財政改革の問題とか近隣市の状況をいろいろ言われましたけれども、今、私が述べた3つのことについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 19番 岡田 勉君の質疑に対する答弁を求めます。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 岡田議員の質疑に対して、第1番目のパイプが細くなると言われておるんですけど、これは議員の能力からすれば22人で十分、民意が反映できるとしております。それと前回、民意の総意は自治連絡協議会が提案してきたのは20名ということで、十分できるという要望もありました。しかし、岡田議員もありますように、この問題が出たときに、本当は20名にでもしたらいいんじゃないかなという意見もございました。しかし、今のところでは近隣市の状況を見たら22名で民意が反映できるとしております。

それとチェック機能というのは、やはりこれは20人で十分で、あとは議員の能力だと、勉強次第だと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 今、答弁をしていただきました。

先ほども提案理由の中にあつたように、行財政改革の問題とか近隣市の状況、やはり私は全国的な流れを見ると、議員を減らそうという市民の中からの意見が大変多いと思うんです。これは事実だと思います。全国のそれぞれの市町村を見ましても、選挙のたびに議員を減らしていったというのが事実だと思うんです。

そこで1つ紹介したいんですけれども、この議員必携の中に、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化、町村議会も市議会も同じ法律に基づいて議会運営してるわけですから、これが適用されると思うんですけれども、議会の活性化方策、あるべき議会像を求めるといふ提言が出てるんです。そこを少し紹介してみたいと思うんです。

「議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するように努力する。」ということが書かれております。これは提言ということで書かれています。

その解説の中に「議会としての存立に議員が最低何人必要か。また、人口に応じた適正規模はどうかといった点について、明確な理論的根拠はない。その中で、はてしない定数

削減圧力は、期するところ議会無用論、議会制民主主義否定につながる恐れがある。とにかく、議会活動の活性化によりその存在意義について住民の理解を深め、これ以上の削減は極力食いとめるよう努力する必要がある。」と解説してるんです。

ここで私がお聞きしたいのは、今後、そういう住民からの声がある中で、議会の活性化、議会としての存在意義をどのように示していくのかということと、議員の削減は大きくセットされると思うんですけれども。今後の議会の活性化についてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁いただきたいんですが、質疑が討論に入ってる感がありますので、質疑に対して答弁という形をお願いします。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 岡田議員の質疑に対して、答弁を行います。

活性化については、私は22名で十分行っていけると思います。

それで、岡田議員と最終的には見解の相違だと思っております。

○議長（西川泰弘君） 随分、質疑が討論の中に入ったんですが、これで一旦、質疑は打ち切りしたいと思います。

これより討論を行います。

議員提出議案第1号について、討論ございますか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正について、反対する立場からの討論を行います。

この議案では、現在の定数24名を2名減らし、22名とする変更となります。反対の理由は、議会の役割を弱めてしまうということです。

1つは、住民の要求を行政に届けるパイプ役という間接民主主義がとられる中で議員の役割についてです。

地方議会の議員定数の削減は、平成の大合併などにより1999年から2009年までの間に6万2,496人から3万6,909人で、6割にまで減少しています。

5町合併をした紀の川市でも74名の各町議員数から現在24名まで減少しています。これをさらに減らすということは、合併により自治体の範囲が広がり、住民と行政の距離が遠くなったという声も聞かれる中で、各地域、各世代、各階層の多様な意見を行政に反映させるためのパイプ機能を弱くすることにつながると考えます。

2つ目は、行政をチェックするという議会の役割についてです。

市長も議会も直接選挙によって選ばれるという地方自治体の二元代表制のもとで、議会には行政権に対するチェック機能が求められます。紀の川市議会も常任委員会を中心として、必要に応じて特別委員会を設置してチェック機能を果たすべく活動していますが、議員数の減少はその機能も弱めることにつながり、あくまでも避けるべきだと考えます。

議会に与えられたパイプ役であり、チェック機能を果たすという役割を弱めてしまう定

数削減は認められません。

また、そもそも議会費は一般会計予算の中で0.9%であり、この費用によって議会の役割が果たせていると考えたとき、それは紀の川市の中での民主主義の経費であり、議会機能を弱める定数削減はすべきではないと考えます。

加えて、議員定数の削減の前に我々の活動が市民に知らせきれているか、年間報酬575万円にふさわしい活動をしているのか、議員個人として、また議会として自己点検を行い、市民の負託にこたえるための議会の活性化を図ることが必要だと考えます。

以上を述べまして、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 原案に対する反対討論がありました。続いて原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論、発言ありませんか。

7番 松本哲茂君。

○7番（松本哲茂君）（登壇） ただいま、議題となっております議員提出議案第1号紀の川市議会議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論をしたいと思っております。

私たち議会の使命は、市民が安心して生活できるまちづくりをすることです。

社会の情勢は震災以後、大きくさま変わりし、これからどのような世の中になっていくのかと不安材料がいっぱいで、市民生活にも大きな影響が出てきています。また、国においても、地方においても財政状況は極めて厳しく、市当局においても健全な財政運営のため、さまざまな取り組みがなされていることは議員各位も御承知のとおりです。

その中で、特に私が申し上げたいのは、合併以降、職員の数が115人減少し、今後も計画的に削減されていくということです。しかし、長引く不況で税収は伸び悩み、加えて人口減少に歯どめがかからず、今や合併当初に比べて3,000人余りの減少となっています。

このように紀の川市の将来を見据えたとき、今回、提案しておりますように議員の定数を削減し、私たち議会がまずもって模範を示し、さらなる行財政改革を求めていく必要があると考えます。市民の皆様にはさまざまな面で負担をお願いし、職員は限られた人数で業務を遂行している中、我々議会が現状に甘んじてよいものかどうか、その答えは火を見るよりも明らかであります。

市民の負託を受け、市民生活を守るべき立場にある議会としてみずから定数を削減し、歳出削減に努めるべきだと考え、議員提出議案第1号に賛成するものです。

よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） それでは、これをもって討論を終結いたします。

それでは採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 紀の川市議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（西川泰弘君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、あすは議案精査日とし、12月5日水曜日午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 0時34分）